

令和元年第8回多賀城市教育委員会定例会議事録

- 1 会議の年月日 令和元年8月27日(火)
- 2 招集場所 市役所3階 第2委員会室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
理事兼学校教育課長 丸田 浩之
生涯学習課長 中野 裕夫
文化財課長 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 見立屋 雅子
教育総務課主事 小林 成伍
- 8 開会の時刻 午後1時
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議事
議案第16号 指定管理者の候補者の選定方法について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第8回定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和元年第7回定例会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、菊池委員、樋渡委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。副教育長。

副教育長

それでは諸般の報告を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。令和元年第7回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

学校教育課関係ですが、8月6日、「学校給食センター運営審議会」を開催し、事務事業運営方針等について承認されました。

8月6日から24日まで、東北学院大学との連携協力協定に基づき、教職員対象の科学教育研修「21世紀のキーテクノロジーを学ぶⅡ」が開催され、市

内小中学校から4名の先生方が8日間参加しました。

8月19日から23日までの5日間、「多賀城スコール（サマースクール）」を東北学院大学多賀城キャンパスで開催しました。参加人数は小学生89名、中学生41名となりました。

8月20日、「平成31年度新採・転入教職員研修会Ⅱ」を市民活動サポートセンターで開催しました。多賀城市教育委員会文化財課埋蔵文化財調査センターの職員を講師として「多賀城市の歴史」と題した講演や模擬授業などに25名が参加しました。

8月21日、市内小中学校教職員全員を対象とした「多賀城市全教職員研修会」を文化センター小ホールで開催しました。「主体的・対話的で深い学び」について岩沼市立玉浦中学校教頭の本間睦美先生を講師としてお招きし、265名が参加しました。

夏休みは、8月25日で終了しましたが、全ての学校で大きな事件や事故もなく第二学期を迎えました。

次に、生涯学習課関係ですが、7月28日、「多賀城市民スポーツ大会ドッジビー大会」が総合体育館で開催され、22チーム227人が参加しました。優勝は鶴ヶ谷Aチーム、準優勝は笠神西Cチーム、3位は笠神東Aチームと桜木北Aチームでした。

7月29日から30日まで、「多賀城市ジュニア・リーダー初級研修」を国立花山青少年自然の家で開催しました。ジュニア・リーダー「エステバン」から指導者7名、小学校6年生3名、中学生5名の参加がありました。地域子ども会等の事業で活躍できるよう、自然体験活動やキャンドルサービス、野外炊飯などを行い、コミュニケーション能力や様々な技術の習得を目指しました。

7月30日、復興への取組を発信し、全国と被災地の絆を深める「未来（あした）への道1000km縦断リレー2019」が実施され、市内の中継地点となる市役所駐車場において運営支援を行いました。

8月1日、「平成31年度第1回多賀城市スポーツ推進審議会」が開催され、平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画案について承認されました。

8月10日、「オリンピックデー・フェスタ in 多賀城」が総合体育館で開催され、オリンピック出場経験者5名と市民94名が運動会形式のスポーツプログラム等を通して交流を図りました。

8月20日、キューバ共和国、仙台市、多賀城市及び学校法人仙台育英学園の4者で、東京2020オリンピック競技大会の事前合宿等に関する基本協定の調印式をキューバ共和国大使館で行いました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

次に、文化財課関係ですが、6月1日から7月28日まで開催していた速報展「平成30年度の調査成果 発掘された遺跡」については、50日間で、1,371名の来館者がありました。

8月24日から、令和元年度資料展「地域の文化財―大代・笠神・下馬村―」を埋蔵文化財調査センター展示室で開催しています。期間は、10月20日までです。

以下3ページから別表といたしまして、社会教育事業等の開催状況でございます。

6ページをお願いいたします。朗読は省略させていただきます。令和元年8月27日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それではただいまの報告について質疑はありませんか。菊池委員。

菊池委員

質疑ではないのですが、教えていただきたいことが、8月20日にキューバ共和国の大使館で打合せが行われたということですがけれども、多賀城が拠点となって行う競技があるのであればどういう競技が行われるのか、今決まっている段階で教えていただけたらと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

キューバ共和国を相手方として事前協定を結びました。事前合宿等の受入れということで、仙台市、仙台育英学園、多賀城市とキューバを含めて4者での協定ということでございました。対象となる競技は、野球とバレーボールになります。

いずれにしてもこちらはオリンピックへの出場が叶った時点ということになりますので、現時点で出場権は確定しておりませんが、競技としてはその2種目を対象として、出場した場合は、事前合宿の受入れ等に多賀城市も協力するという運びでございます。

教育長

菊池委員。

菊池委員

キューバ共和国が試合に出ることになればということですか。あくまでも受入れはキューバ共和国を多賀城市で受け入れるということですよ。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

あくまでキューバ共和国が対象ということになります。

教育長

他にございますか。樋渡委員。

樋渡委員

キューバに関して、仙台育英学園高等学校と以前から交流があって、支倉常長さんの銅像がキューバにあるんですよ。以前から交流を深めていて、確かバレーボール選手がキューバから留学生で来ていたかと思います。テレビをつけたら、ちょうどそのニュースが流れていて、市長さんの顔も出ていて驚きました。

キューバはバレーボールも強いので、選ばれるのではないかと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

すみません。皆様方に事前にお知らせできれば良かったところなのですが、8月20日に協定を締結しましたが、急遽協定を締結しますと連絡が来たのが8月15日でしたでしょうか。我が国で言うとお盆ということもありまして、バタバタとする中で日程を調整し、市長と私が同行して交わってきたという運びになっております。

キューバとは、先ほど樋渡委員がおっしゃったとおり、仙台育英学園さんとこれまで交流があって、その交流がある仙台育英学園さんのキャンパスが多賀

城にあるということで整ったということでございます。

教育長

他にございますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議事

議案第16号 指定管理者の候補者の選定方法について

教育長

次に、議事に入ります。

はじめに、議案第16号「指定管理者の候補者の選定方法について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明いたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、「議案第16号 指定管理者の候補者の選定方法について」を説明させていただきます。

本案は、令和2年3月31日をもって、現在の多賀城市立図書館の指定管理者の指定期間が満了となりますことから、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の施設の管理運営を委ねる指定管理者の候補者を非公募、公募しないで選定するということを決定する議題ということになります。

はじめに、多賀城市立図書館の指定管理の状況について説明させていただきますので、恐れ入りますが12ページをお開きいただきたいと思います。

3の「現在の指定管理の概要」です。(2)の指定管理者が行う業務の範囲でございますが、大きく申し上げますと、図書館の管理運営及び施設の維持管理運営に関する業務ということになります。

指定管理期間及び指定管理者は、(3)及び(4)に記載のとおりでございます。

続いて、次のページとなりますが、4の多賀城市立図書館指定管理者評価委員会の概要について、御説明いたします。まず、この指定管理者制度ですが、御承知のとおり、民間事業者などに公の施設の管理運営を委ねるというもので

ございます。

その意図、狙いでございますが、民間事業者のノウハウを活用することで、公の施設の管理の効率化、住民サービスの質の向上、地域の活性化などを図ることにあります。

従いまして、民間事業者に管理運営を委ねた結果、その効果がどの程度のものであるかを、指定期間を通して評価する必要があります。そこで、「多賀城市指定管理者導入方針」というものがございますが、それに基づいて、多賀城市立図書館指定管理者評価委員会を設置し、現在の指定管理者による事業の評価を行ったところでございます。

資料から少し離れて御説明させていただきましたが、資料に戻りまして、評価委員会は、(1)に記載のとおり、7月29日に開催し、各評価委員には、事前に指定管理者の評価に必要な資料を配付させていただきまして、会議当日には配付資料の説明、指定管理者への質疑応答などを行い、評価いただきました。

評価委員は、(2)に記載の7名で、「多賀城市指定管理者導入方針」に基づき、選任しております。

(3)の評価方法ですが、審査項目は20項目とし、審査項目ごとに5点満点の6段階で採点することといたしました。次のページをお願いいたします。評価委員1人当たり100点、全体で700点が満点となります。

そして、合計点の6割、420点以上を合格とし、合格の場合も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。

審査の結果につきましては、(4)に記載のとおり、530点で合格の(良)という結果となりました。

ここで、評価結果の詳細について触れさせていただきたいと思いますので、恐れ入ります。資料の17ページ、A3の様式となっております資料を縦にさせていただいて御覧いただければと思います。

こちらは、実際の評価に当たって使用いたしました「審査基準及び採点表」でございます。

審査項目は、表の左側にありますとおり、市立図書館の「方針・理念」から、「組織体制」、「事業運営」、「サービスの維持・向上」、「地域等との連携」、「施設の管理運営」など、指定管理者による市立図書館の運営について、多角的に考察できるよう設定させていただきました。

評価の視点と評価点数につきましては、表の左下に枠で囲っておりますけれども、3点以上の場合、十分な能力を有しているということになります。

その上で、各評価委員の皆様方には、それぞれの審査項目について、指定管理者提出の実績報告書などを基に評価させていただきました。

表の上の方に、右側にAからGまでのアルファベットがございますが、これは各評価委員を表しております。記載の数値は、各評価委員の採点内容となります。

結果といたしましては、いずれの委員も全ての項目において、「満足できる/十分な能力を有している」という評価点になります「3点」以上の評価となっております。合計点につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、表の右下の方に、総合得点の欄にありますとおり、530点で、合格の（良）という評価をいただきました。

恐れ入ります。次のページの19ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、評価委員の意見の一覧でございます。

先ほどの採点に併せまして、期待できる点と今後の課題について自由記述により提出いただいたものでございます。

以上が、現在の指定管理の状況と評価結果ということになりますけれども、本案につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、次の5年間の指定管理候補者の選定方法を決定するものでございます。そして、その候補者を非公募、つまり公募によらないで選定するという事をお諮りするものでございます。

申し訳ございません。資料の9ページにお戻りいただきたいと思います。

ここでは、指定管理者を非公募により選定する理由等について整理しております。

まず、(1)の法的根拠及び条件でございますが、枠で囲んだ参考と書かれた上の表を御覧いただきたいと思います。

「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則、公募するものとあります。ただ、同条ただし書の規定により合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。つまり、非公募で選定することも可能となっております。

では、非公募により選定する場合の合理的な理由とは何かということですが、これは枠で囲んだ下の表を御覧いただきたいと思います。

「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」でございます。こちらの規則第2条に具体的な合理的な理由を規定しております。本案は、こちらの多賀城市立図書館の指定管理者につきましては、第2条第3号に適合することをもって、非公募の根拠とするものでございます。

恐れ入ります。10ページをお願いしたいと思います。

(2)の本件事例に関する具体的判断根拠と題したところでございますが、これ

は、手続規則第2条第3号に適合すると判断する具体的根拠を整理したものでございます。

色々書いてございますが、要約しますと、一つは、本市は、市立図書館を中心とした「東北随一の文化交流拠点構想」を掲げ、「文化によるまちづくり」を推進している中、指定管理者でありますカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社は、民間企業が持つ効率的な運営ノウハウや、文化に関わる企業内のネットワークを駆使し、「利用者視点によるサービスの向上」、「誰もが行きたくなる環境づくり」、「居心地のよい空間と雰囲気づくり」など本市の目指すべき市立図書館像を実現するべく努めていることが挙げられます。

二つ目は、文化センターや埋蔵文化財調査センターなどの地域施設等と積極的な連携を図るとともに、年間100件を超えるイベントを実施し、地域課題や現代的課題解決を目的とした、時代を捉えた事業を展開するなど、「学び合うことのできる場」を実現していること。

三点目でございます。運営の実績として、「総図書貸出冊数」が直営時代と比較し、増加しております。平成30年度の実績では約76万冊でございます。これは、直営で年間通して運営していた平成26年度と比較し2.3倍となっております。「市民利用率」、こちらにおきましても、平成30年度は16.5%で、平成26年度の直営時代と比較しますと1.6倍となるなど、高い利用実績を残しております。

四点目でございます。毎年実施しております利用者アンケートにおきましては、スタッフの対応なども含め利用者から高い評価を得ていることが挙げられます。

また、こうした実績をもとに、先ほど御説明いたしましたとおり、多賀城市立図書館指定管理者評価委員会では、委員会全体で530点（満点700点）の評価となり、「合格（良）」の結果を得ておりますこと。

さらに、同評価委員会におきまして、「指定管理者を公募又は非公募により行うこと」について、評価委員から「高いマネジメント能力、高いパフォーマンスを発揮している」、「高い評価結果から、積極的に指定管理者を変える理由が無いのではないか」、「指定管理者を変えることにより、安定的なサービスの提供に支障をきたすおそれがあるのではないか」などという意見も出されております。

つきましては、繰り返しとなりますが、手続条例第2条ただし書及び手続規則第2条第3号の規定により、「現に指定管理者による管理を行っている者が、引き続き管理を行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できる」ことを合理的理由とし、次期指定管理者の候補者の選定

につきましては、公募によらないことが適当と判断するものでございます。

恐れ入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。見出しで5と書かれた今後のスケジュールについて御説明させていただきたいと思います。

本日、本案のとおり決定をいただきましたならば、行政経営会議を経て、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に対して、次期指定管理に関する業務仕様書などを提示いたしまして、提案書をはじめとした申請書類の提出を求めることとします。

提案書などの内容につきましては、10月上旬の選定委員会において審議を行い、これが合格となれば、次期指定管理者の候補者として選定させていただくこととしたいと考えております。

その後、改めて教育委員会定例会等で御審議いただき、最終的には市議会の議決を受けて次期指定管理者の指定を行うという流れになるものでございます。

長くなりましたが、以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。根来委員。

根来委員

評価に当たって配布した資料があるということについて質問させていただきます。2点です。

評価の根拠となる資料というのは、公正な評価ができる資料になっているのかどうかということ。もう一つは、その資料の中には利用者のアンケートであるとか、あるいは現指定管理者の会社で行っている自己評価などが入っているのかどうか。この2点についてお伺いします。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

資料におきましては、公正な判断ができるような内容となっております。そしてその中身でございますけれども、利用者のアンケートの結果につきましても添えております。具体的に申しますと、ホームページなどでも公開しております利用者アンケート、こちらは年度版で作っておりますが、それが複数年で詳細な経過が分かるようなものをお出ししております。それから、自己評価であったり、その自己評価を受けて市が行うモニタリング評価なども全て委員会

の方では評価いただいたところであります。

教育長

根來委員。

根來委員

では、その資料をもとにこの採点表をそれぞれ作成したということによろしいでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。そのとおりでございます。

教育長

他にございますか。樋渡委員。

樋渡委員

そのものについてお尋ねしたいのですが、10ページのところに市民の利用率が16.5%ということで26年度よりは約1.6倍とあるのですけれども、市民の利用率の母集団はどのくらいなのでしょう。人口に対して何人という形なのでしょう。ちょっと見ると16.5%は低いような気がするのですけれども、ただ、以前よりは高くなっているということなのですが、どういう数字での利用率になっているのか教えていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

これは、多賀城市の人口を分母とさせていただいております。その分母に対して実際に図書館の利用カードを持って、なおかつ1冊でも本を借りたことがある人を分子として率を出させていただいております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

人口だとすると、例えば生まれたお子さんからお年寄りの方まで全てが入るということですね。一般的に利用率という、利用可能な人を100としたほうが実際としてどのくらい使っているか分かるのですけれども、そうだとすると、想定として、例えば小学生ぐらいから90歳、100歳でも利用できる方が利用しているとなると、もともと利用率自体は100%ということではなくて、30%とか多くても50%とかそういう中での16.5%という形になるのでしょうか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

市民利用率は、旧図書館の直営時代におきましては、人口を分母としていたということがあります。当然人口ですから、生まれたてのお子さんから高齢の方まであるわけなのですが、そこに年代ごとの壁を作るのではなくて、トータル的に考えて入れさせていただいたものです。

今、直営時代と単なる数値だけのことでお話しさせていただきましたが、もう少し詳しく掘り下げていきますと、直営時代よりも利用される世代層の幅が広がったということが特徴としてあります。今手元に資料がないものですが、数字的には申し上げられないのですが、旧図書館時代には地の利もありましたけれども、山の手の方にあつたので、開館時間も短かったりするので、仕事をされてる方はなかなか行きにくかった、今は駅前にあるので、通勤される方は帰り足にも寄れるということで幅広くなった、未就学児等も同様の結果が出ているということもありますので、そのあたりを書ききれなかった説明不足のところがあつたかと思うのですが、それを全てひっくるめての数字として伸びていることをお示したところでは。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

それから9ページの参考というところで、四角で囲んでいる第2条の第2号の地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できることということで、ざっくりばらんに何%ぐらい地域の方が働いているか分かりますか。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

すみません。手元にその資料は無く置いてきてしまったのですが、今約60数名おりますけれども、その中のざっとでございますが、大体1割近くは地元の方とお聞きしていたところでございます。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

半数以上ですとかいるといいなと思ったのですが、少ないと感じました。

これは契約上令和7年までということですが、いずれ東北学院大学が移転すると決まっていますよね。そうすると、これまでも学院大生の方の利用率がかなり大きかったのではないかと思うのですが、今後学院大が移転した後で今の指定管理者が手を挙げない可能性があるのではないか心配があるのですが、そういうことを踏まえて、ノウハウとか色々なことに関しての情報提供が今後5年間の間に少しずつあったほうがいいと思います。そうでないと、後のことに関して色々心配な点が出てくるような気がするので、そういうことも含めた契約の仕方があればいいなと個人的に思います。

教育長

他にございませんか。浅野委員。

浅野委員

先ほどの市民利用率は、多賀城市民の数を分母にしたということですが、塩竈市の方とか仙台市の方も多賀城市立図書館を利用して貸し出しもできているわけですよね。例えば、塩竈市民の方が利用して貸し出しを受けたという数は16.5%には入っていないわけですよね。そうすると、平成26年度と比べ

て約1.6倍になっているということは、平成26年度の市民利用率は大体10%くらいだった、多賀城市民の大体10人に1人の利用だったのが、その1.6倍の利用率になっていると。

そこで、その比較で利用率が高くなっている、それくらい市立図書館が市民の身近なものになってきた、広く利用されてきたという一つの数字的なデータにはなるわけですがけれども、市民利用率が10%、16.5%という数字自体が他の市等と比較してみても平均的な数字となっているのか。そのあたりは幅広いデータになるのでなかなか簡単には比較できないと思いますけれども、16.5%という市民利用率が高まってきているという数字が、今現在の段階で市立図書館をこのような形で開館した情勢から見て、満足度としてはどうなのでしょう。16.5%というのは数字としてはかなり高い数字になっているのでしょうか。26年度と比べると数字としては高くなっているわけですが。

そういった点も含めて、今後このデータの推移は丁寧に取り組んでいくことが、図書館の色々な面を見ていくうえで大事なことではないかと思えます。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

御指摘ありがとうございます。

16.5%という数字がどうなんだということになりますと、実は我々としては、もっと高みを目指しているところでございます。市民の2人に1人は図書館で実際に本を借りてもらえればという思いを持っているところでございます。

正直に言いますと、この数字のデータというのは難しいところでございまして、何が難しいかと言いますと、旧図書館の場合は本を借りたらお帰りいただく方が多かったのですが、今の図書館は本を借りずに、一つの本を見てお帰りになる方も相当出てくるわけですし、この数字が測れないので、そういった方も本を借りているとみなせばどの程度になるのかなと思っているところでございます。

色々な場面でそういった御意見もいただくものですから、これを第6次総合計画の見直しにおきましても、成果指標の取り方をはじめ、検証すべき方法を模索しているところでございますので、御理解いただければと思います。

教育長

他にございますか。樋渡委員。

樋渡委員

一つよろしいですか。19ページの所に意見が色々書いてあるのですが、例えば、「折角の催しが周知されておらず、もったいないと感じる場面があった。」とあるのですが、情報として一つは市民だよりの中で図書館の催しが書いてあります。後は、先ほどホームページということをおっしゃったので、ホームページで例えば何月のお知らせとか希望者のお知らせ等をしているのか、図書館自体としてはそれ以外に広報の仕方があるのかどうか教えていただきたいのと、もう一つは、気になるところを次回公募が決定した場合に要望事項として強調していただくということはできるのでしょうか。その2つについて教えていただければと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

今大きく2点御質問いただきました。

先に後者の方ですが、指定管理者につきましてはこういう結果がでましたという情報の共有を図っております。ですので、次期がというよりも現時点においても改善すべきところは改善しましょうという話をしております。従いまして、次期指定管理者の公募ということに決まったあかつきにつきましては、当然ながらこれらを含めて提案も出させていただきますし、改善をしていただくよう取り組んでいただこうと思っております。

周知の方法でございますけれども、主なものにつきましては、市の広報紙を使ってアナウンスさせていただいております。その他に、図書館だよりというものも図書館の方で独自で作って、それを色々なところに置かせていただいております。後はホームページにも当然載せております。先ほど年間で約100件強と言いましたけれども、ここ最近は大体年間180件くらいイベントをやっております。ということは、2日に1回イベントをやっています。色々な形で皆様方に触れられるような仕掛けを取っておりますが、それだけの数がありますので、振り返って見たらこんなイベントがあったんだ、知らなかったということがあのではないかと思っております。しかしながら、御意見のとおり改善していきたいと思っております。

教育長

樋渡委員。

樋渡委員

開催状況ということで色々見ていると、すごく面白そうなイベントがたくさんあるので、もっと早く分かっていたら良かったと思うことが個人的にあります。

教育長

他にございますか。菊池委員。

菊池委員

個人的な意見になるかと思いますが、私よく図書館に行きますと、周りの方の顔を拝見します。そうすると、皆さん満足で幸せそうな方々が利用なさっているのを見ますと、評価委員が今回出してくださった考え方に私は同意したいと思います。ぜひカルチャ・コンビニエンス・クラブにまたやっていただきたいというのが個人的な意見です。

教育長

他にございますか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、採決に入ります。議案第16号について、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

異議がないものと認め、議案第16号について原案のとおり決定します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長

以上で、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和元年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後1時41分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主事 小林 成伍

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和元年9月24日

多賀城市教育委員会

教育長 印

委員 印

委員 印